

川崎市立平間中学校同窓会 会則

第1章 総則

- 第一条 この会は川崎市立平間中学校同窓会と称する。
- 第二条 この会は事務局を平間中学校内におく。
- 第三条 この会は母校との連絡を密にし、会員相互の親睦を図り協力一致して母校の発展に寄与し、あわせて母校の教育精神を拡充することを目的とする。
- 第四条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1、母校教育事業の援助
 - 2、その他この会の目的達成に必要な事業
- 第五条 この会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法に基づき、この会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

第2章 会員

- 第六条 1、この会は川崎市立平間中学校を卒業したものを会員とする。
2、母校の教職員、旧教職員を会員とする。
3、その他、役員会の承認を得た者を会員とする。

第3章 役員・幹事・サポートスタッフ

- 第七条 この会に下記の役員・幹事およびサポートスタッフをおく。
- 1、 役員 (1)名誉会長 (2)会長 1名 (3)副会長 2名 (4)会計 2名 (5)会計監査 2名 (6)事務局長 1名 (7)事務局員若干名 (8)担当教員若干名
 - 2、 幹事 (1)クラス幹事 各期各学級男女各2名 (2)各期代表幹事 各期男女各2名
 - 3、 サポートスタッフ若干名
- 第八条 この会の役員および幹事選出を次のようにする。
- 1、名誉会長は校長とする。
 - 2、会長、副会長、事務局長は会員の中から選出し、総会の承認を得る。
会計、会計監査、事務局員は役員会で会員の中から選出し、直後の総会で報告する。
ただし任期途中で役員・役職変更が必要な場合には役員会で選任し直後の総会に報告する。
 - 3、担当教員は母校の職員のうちから名誉会長が選出する。
 - 4、クラス幹事は各期各学級ごとに選出する。
 - 5、クラス幹事が各期代表幹事を互選する。
 - 6、サポートスタッフは会長が選出する。
- 第九条 この会の業務分掌を次のようにする。
- 1、名誉会長はこの会に対し助言を行う。
 - 2、会長はこの会を代表して会務を総理し、また会議を招集する。
 - 3、副会長は会長を補佐し、会長に事故のあったときはその代理をする。
 - 4、事務局長、事務局員は、この会の事務を掌る。
 - 5、会計はこの会の会計を掌る。
 - 6、会計監査はこの会の会計を監査する。
 - 7、担当教員はこの会の運営に助力する。
 - 8、各期代表幹事、クラス幹事は、会員相互の親睦をはかり、会の運営に協力する。
 - 9、サポートスタッフは会の運営に協力する。

第十条 役員・幹事の任期は原則として4年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 会議

第十一条 総会は4年ごとに1回開く、ただし、会長が必要と認めるとき臨時総会を開くことができる。

第十二条 役員会は必要に応じて会長または副会長が招集する。

第十三条 議事の決定は出席者の過半数をもってする。

第5章 会計

第十四条 この会計は、会費、寄附金その他の収入でまかなう。

第十五条 会員はこの会の会費として、卒業時に500円を納入する。

第十六条 本会の会計年度、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1、 この会則の改正は役員出席者の過半数の賛成をもって改正される。
- 2、 本会則は昭和38年3月14日から実施する。
- 3、 本会則は平成17年3月27日改正され4月から実施する。
- 4、 本会則は平成30年7月1日改正され7月から実施する。
- 5、 本会則は令和5年6月4日改正され6月4日から実施する。

以下余白